

第 3 次島根県男女共同参画計画の計画期間の延長について

1. 第 3 次島根県男女共同参画計画

(1) 計画の性格

男女共同参画社会基本法及び島根県男女共同参画推進条例に基づく男女共同参画計画であるとともに、基本目標Ⅲに係る部分については、女性活躍推進法に基づく都道府県推進計画として位置づけ

(2) 計画の期間

平成 28 年度から 32 年度（令和 2 年度）までの 5 年間

2. 計画期間延長の経緯

- 令和 2 年 6 月に、新型コロナウイルス感染症対策への対応が長期にわたることを想定し、令和 2 年度に期限を迎える県の個別計画について、計画期間を 1 年間延長し、策定を 1 年間延期することを決定
- 第 3 次島根県男女共同参画計画についても、平成 28 年 4 月から令和 3 年 3 月までであった計画期間を、平成 28 年 4 月から令和 4 年 3 月までに延長することを、令和 2 年 6 月定例県議会において報告

3. 延期による取り扱い

- 現行計画の取組を引き続き実施する。
(第 4 次島根県男女共同参画計画の策定と合わせて実施)
- 現行計画で設定している 17 項目の令和 3 年度の数値目標（K P I）は、島根創生計画、事務事業（※ 1）、個別計画（※ 2）に設定されている令和 3 年度の数値目標（K P I）がある場合には、その数値に置き換える。
その他の数値目標（K P I）については、現行計画の令和 2 年度の数値目標（K P I）を据え置く。

※ 1 事務事業

島根創生計画では「基本目標」「政策」「施策」が掲げられています、それらの実現に向けて行う「一つの成果が現れる仕事の単位」のこと

(例) 男女共同参画の理解促進事業、女性の参画促進・人材育成事業など

※ 2 個別計画

島根県が策定している各分野における計画のこと

(例) 島根県男女共同参画計画、島根県保健医療計画、島根県特定事業主行動計画など

4. 今後の予定

令和 3 年 3 月 第 3 次島根県男女共同参画計画の延長を正式決定